

令和6年度鹿沼市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度鹿沼市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 給水戸数 | 35,100戸 |
| (2) 年間総給水量 | 10,507千立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 28,700立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,550,040千円
第1項 営業収益		1,417,830千円
第2項 営業外収益		132,200千円
第3項 特別利益		10千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,544,776千円
第1項 営業費用		1,422,835千円
第2項 営業外費用		111,921千円
第3項 特別損失		20千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額771,809千円は、当年度分消費税資本的収支調整額89,571千円、当年度分損益勘定留保資金540,589千円で補填するものとする。更に不足する額については、利益剰余金を取り崩して補填する。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,501,804千円
第1項 企業債		1,305,100千円
第2項 出資金		50,961千円
第3項 補助金		64,137千円
第4項 負担金		80,846千円
第5項 貸付金返還金		750千円
第6項 固定資産売却代金		10千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,273,613千円
第1項 建設改良費		1,968,109千円
第2項 企業債償還金		303,004千円
第3項 国庫補助金返還金		0千円
第4項 貸付金		2,500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
賦課徴収業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	開閉栓業務を含む賦課徴 収業務委託費

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管布設替事業	千円 252,500	証書借入又 は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について 利率見直しを 行った後にお いては当該利 率の見直し後 の利率)	政府資金の融資 条件又は銀行そ の他の借入れ先 との協定による。 ただし、企業財政 の都合により、据 置期間及び償還 期限を短縮し、若 しくは繰上げ償 還又は低利に借 換えすることが できる。
配水管新設事業	216,000			
浄水場改修事業	836,600			
計	1,305,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 206,904千円

(他会計からの補助金)

第10条 旧簡易水道事業債利息の一部及び児童手当の給付に要する経費の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,051千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和6年2月20日提出

鹿沼市長 佐藤 信